

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ヤマイチエステート株式会社と称し、英文では Yamaichi Real Estate Co., Ltd と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸借、交換、仲介及び管理
2. 商業地及び商業施設の企画・設計・施工及び開発
3. 住宅地の企画・設計・施工及び開発
4. 工業団地及び物流倉庫の企画・設計・施工及び開発
5. 分譲マンションの企画・設計・施工・開発及び管理
6. 賃貸マンションの企画・設計・施工・開発及び管理
7. 駐車場の企画、設計、施工、運営、管理
8. 一般土木建築工事及びこれに伴う諸工事の設計、施工、請負、監理並びにコンサルティング業務
9. 建築工事及びこれに伴う諸工事の設計、施工、請負、監理並びにコンサルティング業務
10. 建物の増改築、建替え、リフォーム、住宅診断並びにコンサルティング業務
11. 建設資材、住宅設備機器及び家具の販売
12. 建物、構築物等の解体業務
13. 不動産取引等に関するコンサルティング業務
14. 信託受益権の保有および売買、その代理または媒介に関する業務
15. 不動産のプロパティーマネジメント（管理運営）に関する業務
16. 資産の流動化に関する法律に基づく事業
17. 不動産特定共同事業法に基づく事業
18. 損害保険代理店に関する業務
19. 発電及び売電事業
20. 高齢者用住宅、有料老人ホーム、高齢者用介護施設、身体障害者用介護施設、リハビリテーション施設の企画、設計、施工、運営、管理
21. 健康トレーニング施設、スポーツ施設等の運営、管理
22. 介護保険法による訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス事業
23. 介護保険法による夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介

護老人福祉施設入所者生活介護の地域密着型サービス事業

24. 介護保険法による介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の介護予防サービス事業
25. 介護保険法による介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の地域密着型介護予防サービス事業、介護保険法による居宅介護支援事業
26. 介護保険法による居宅予防支援事業
27. 介護予防・日常生活支援総合事業
28. 介護保険外の高齢者、身体障害者に対するサービス事業
29. 一般旅客自動車運送業務
30. 特定旅客自動車運送業務
31. 要介護者及び高齢者の搬送業務
32. 自家用自動車有償運送業務
33. 温泉浴場施設及び付帯する売店施設等の企画、設計、施工、運営、管理
34. 飲食店の企画、設計、施工、運営、管理
35. ホテル、旅館等の宿泊施設、保養所の企画、設計、施工、運営、管理
36. コインランドリーの企画、設計、施工、運営、管理
37. 訪問在宅理美容事業
38. 有価証券の保有、運用、投資、売買
39. 金銭の貸付、動産のリースに関する業務
40. 障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業
41. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を和歌山県和歌山市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,130万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式の数は、100株とする。

(単元未満株主の権利の制限)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利の行使をすることができる株式又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程によるものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とし、監査等委員である取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、その選任時に在任する他の取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、取締役会の日5日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定め

る要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席して、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名する。

第6条 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主、又は記録された株主、登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主、又は記録された株主、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第44条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

1. (監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項により第31期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第31回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。